

金利先物等清算資格に係る清算預託金及び損失補填制度に関する制度要綱

項 目	内 容	備 考
I. 清算預託金		
1. 清算預託金の預託	<ul style="list-style-type: none"> 清算参加者は本取引所に対し、清算預託金を預託しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 金利先物等清算資格を有する清算参加者(金利先物等清算参加者)は、金利先物等清算預託金を本取引所に預託するものとする。
2. 算出基準日	<ul style="list-style-type: none"> 第一算出基準日と第二算出基準日を設ける。第一算出基準日は毎月第一営業日から 6 営業日前の営業日とし、第二算出基準日は毎月 15 日(日本の銀行休業日にあたる場合は、順次繰り下げる。)の 6 営業日前の営業日とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行は、毎月最終取引日を算出基準日としている。
3. 清算預託金所要額の総額の算出	<ul style="list-style-type: none"> 本取引所は以下の手順に従い、金利先物等取引清算預託金所要額の総額を算出する。 	<ul style="list-style-type: none"> 金利先物等取引清算預託金所要額は一の金利先物等取引清算参加者が預託すべき金利先物等清算預託金の額をいい、当該所要額の総額は全ての金利先物等清算参加者の金利先物等清算預託金所要額の合計額をいう。
(1) 清算預託金所要額の総額の算出	<p>① 金利先物等清算預託金所要額の総額</p> <p>1. 金利先物等清算参加者毎に PML (Probable Maximum Loss) 額を算出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金利先物等取引における PML 額の算出方法は以下のとおり。 <p style="padding-left: 40px;">PML 額 = 算出基準日における売建玉と買建玉の数量差 (以下「ネット建玉数」という。) × 取引単位 × 価格変動サンプル期間における連続する 2 取引日間の価格変動率 × 算出基準日の清算価格 + (算出基準日の清算価格 - 算出基準日の前取引日の清算価</p>	<ul style="list-style-type: none"> PML 額とは、極端であるが現実に起こり得る市場環境において想定すべき価格変動やボラティリティの変動が起きた場合に各清算参加者のポジションから生

格) ×取引単位×算出基準日の前日におけるネット建玉数

2. 金利先物等清算参加者毎に、PML額から当該金利先物等清算参加者が預託している証拠金額を控除し、基準PML額を算出する。基準PML額の算出方法は以下のとおり。
基準PML額 = PML額 - (算出基準日における自己取引分に係る証拠金預託額 + 算出基準日の前取引日における受託取引分及び有価証券等清算取次ぎ分に係る証拠金所要額)
3. 2. で得られた一の取引日における各金利先物等清算参加者の基準PML額からなる集合について、基準PML額が最大となる金利先物等清算参加者及び純資産額下位3社に当たる金利先物等清算参加者(以下、①において「金利先物等想定破綻参加者」という。)の基準PML額の合計額を算出する。
4. 3. で得られた各集合における金利先物等想定破綻参加者の基準PML額の合計額のうち最大値を、算出基準日における損失残額とする。
5. 算出基準日から遡る6ヵ月間の各取引日について、1. ~4. の手順と同様にして当該取引日

じる損失額(ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャー)に、差金の未払い額等(カレント・エクスポージャー)を加味した額をいう。

- PML額及び基準PML額は、金利先物等取引の種類毎にそれぞれ1. 及び2. を行い、合計して算出する。
- 金利先物等取引に係る価格変動サンプル期間は、昭和62年7月以降とする。
- 基準PML額が最大となる金利先物等清算参加者が純資産額下位3社に含まれる場合、純資産額下位3社とあるのは純資産額下位2社と読み替える。
- 純資産額の順位は、原則として、毎年3月末時点における各金利先物等清算参加者の財務諸表等に基づき本取引所が決定する。

	<p>における損失残額を算出し、うち最大値を最大損失残額とする。</p> <p>6. 最大損失残額に、最大損失残額が生じた取引日における金利先物等想定破綻参加者が預託する証拠金額の合計額を加え、想定損失額を得る。想定損失額の算出方法は以下のとおり。 想定損失額＝最大損失残額＋最大損失残額が生じる取引日における金利先物等想定破綻参加者の自己取引分に係る証拠金預託額＋当該取引日の前取引日における金利先物等想定破綻参加者の受託取引分及び有価証券等清算取次ぎに係る証拠金所要額</p> <p>7. 想定損失額から、6. の算式に示す金利先物等想定破綻参加者が預託する証拠金額の合計額を控除する。</p> <p>8. 7. で得られた額から、金利先物等取引違約損失積立金を控除し、金利先物等清算預託金所要額の総額を得る。</p>	
<p>(2) 各清算参加者に適用する清算預託金所要額</p>	<p>① 金利先物等取引清算預託金所要額</p> <p>1. 金利先物等取引の種類毎に、算出基準日における一の金利先物等清算参加者が保有するネット建玉数に、取引単位、価格変動サンプル期間の 2 取引日間の最大価格変動率の絶対値及び算出基準日の清算価格を乗じた値を算出し、合計する。</p> <p>2. 1. で得た値から、算出基準日における当該金利先物等清算参加者の証拠金所要額を控除し、最大価格変動に対する証拠金不足額を算出する。</p> <p>3. 金利先物等清算預託金所要額の総額から、全ての金利先物等清算参加者に係る最低清算預託金額の合計を控除した額を、2. で得た金利先物等清算参加者の最大価格変動に対する取引証拠金の不足額により按分する。</p> <p>4. 3. で得た額に金利先物等清算預託金所要額の最低額を加え、一の金利先物等清算参加者に適用する金利先物等取引清算預託金所要額を得る。</p>	<p>・ 最低清算預託金所要額については、(3)を参照。</p>
<p>(3) 最低清算預託金所要額</p>	<p>・ 金利先物等清算預託金所要額の最低額は、5,000 万円とする。</p>	
<p>(4) 清算預託金所要額の見直し</p>	<p>・ 本取引所は、原則として第一・第二の各算出基準日に清算預託金所要額の見直しを行い、各算出基準日から起算して 7 営業日目までのいずれかの営業日の午前 11 時 00 分までに預託しなければならない。</p>	<p>・ 第一算出基準日から起算して 7 営業日目は毎月第一営業日にあたり、第二算出基準日から起算して 7 営業日目は毎月 15 日（日本の銀行休業日にあたる時</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 本取引所は、ストレステストの結果、必要に応じて追加的な清算預託金を清算参加者に求めることができる。 	<p>は、順次繰り下げる。)にあたる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本取引所は、ヒストリカルシナリオ及び仮想シナリオを作成して、必要財務資源の十分性を検証するために日次でストレステストを実施する。
<p>II. 損失補填スキームの枠組み</p> <p>(1) 違約による損失の補填</p>	<ul style="list-style-type: none"> 本取引所は、本取引所の市場における市場デリバティブ取引及び清算建玉について、債務不履行を起こした清算参加者（以下「債務不履行清算参加者」という。）により本取引所が損失を受けたときは、当該損失発生の原因となった市場デリバティブ取引及び清算建玉に係る本取引所の市場ごとに、当該損失を以下の各号に掲げる順位により補填するものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の損失補填スキームの枠組みについては、業務方法書第 40 条等を参照。
<p>① 金利先物等取引及び清算建玉</p>	<p>(第一順位) 債務不履行清算参加者の取引証拠金、信託金及び清算預託金等</p> <p>(第二順位) 本取引所の負担による金利先物等違約損失積立金</p> <p>(第三順位) 債務不履行清算参加者以外の金利先物等清算参加者の金利先物等清算預託金</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第一順位の取引証拠金は、自己取引に係るものに限る。 第一順位において、債務不履行清算参加者が、本取引所の他の市場デリバティブ取引に係る取引資格又は当該取引資格に係る清算資格を有している場合は、当該取引資格又は清算資格に関して本取引所に預託している預託金を含む。 左記に掲げる全ての財務資源により損失を補填した後、なお不足があるときは、本取引所は、業務方法書の規定に従い、債務不履行

Ⅲ. 実施時期

- ・ 平成 29 年 2 月 27 日（月）より実施する。

清算参加者以外の清算参加者に対し、臨時の清算預託金の預託を求めることができる。